

総 政 企 第 204 号 平成25年10月30日

統計委員会委員長 樋 口 美 雄 殿

総務大臣 新藤義 一旦山上

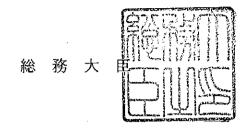
諮問第61号 全国消費実態調査の変更について(諮問)

標記について、平成25年10月11日付け総統消第194号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



総 統 消 第 194 号 平成 25 年 10 月 11 日

総務大臣殿



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の実施について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別添申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

· 記

全国消費実態調査

主管部課	総務省統計局統計調査部消費統計課					
事務担当者	津原	弘明	電話	03	(5273)	1173
	e-mail:htsuhara@soumu.go.jp					

# 申請事項記載書

- 1 調査の名称 全国消費実態調査
- 2 変更の内容

_2 変更の内容		
変更案	変更前	変更理由
4 報告を求める者	4 報告を求める者	
(1) 数	(1) 数	
① 甲調査の調査票	① 甲調査の調査票	○21年調査並みの精度を確保
約 <u>56,400</u> 世帯(母集団の大きさ 約 <u>5200</u> 万世帯)	約 <u>56,800</u> 世帯(母集団の大きさ 約 <u>4900</u> 万世帯)	するため、前回並みの世帯数を調査
② 乙調査の調査票	② 乙調査の調査票	○母集団数の変更(平成17年
約700世帯(母集団の大きさ ①に同じ)	約700世帯(母集団の大きさ ①に同じ)	国勢調査から平成22年国勢調査に変更)
(2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)	(2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)	
① 甲調査	① 甲調査	
アー市部	アー市部	
直近の国勢調査調査区(以下「調査区」とい	直近の国勢調査調査区(以下「調査区」とい	
う。)を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2 次抽出単位とする層化2段抽出方法による。	う。)を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2 次抽出単位とする層化2段抽出方法による。	間で催実に行うことによる精  度向上のため、1調査単位区
第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全		
国で約 <u>9,400</u> 調査区を抽出し,2調査区を1調査	国で約 <u>8,700</u> 調査区を抽出し, 2 調査区を 1 調査	○1調査単位区当たりの世帯
単位区として、全国で約4,700調査単位区を設定	単位区として、全国で約4,400調査単位区を設定	数削減に伴い、抽出する調査
する。   第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単	する。   第2次抽出では,無作為抽出により,各調査単	区数を増加
位区から二人以上の世帯を11世帯、単身世帯を	位区から二人以上の世帯を12世帯、単身世帯を	
<u>1</u> 世帯抽出する。	<u>0~2</u> 世帯抽出する。	
不 那部	不 那部	
町村を第1次抽出単位,調査区を第2次抽出単位,調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化	町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化	
3段抽出方法による。	3段抽出方法による。	
第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全		  ○町村数の減少に伴い,抽出
国で約 <u>200</u> 町村を抽出する。第2次及び第3次抽 出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方	国で約 <u>220</u> 町村を抽出する。第2次及び第3次抽 出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方	) - m-1.1.2. M(1). N
法で抽出する。	出ては、印部の第1次及の第2次相面と同様な方法で抽出する。	7 0 111 0 1111/7
l .		1

変更案	変更前	変更理由
② 乙調査 平成 <u>26</u> 年8月,9月及び10月に家計調査の家計簿 の記入が終了する二人以上の世帯から,無作為抽出 により,約700世帯を抽出する。	② 乙調査 平成 <u>21</u> 年8月,9月及び10月に家計調査の家計簿 の記入が終了する二人以上の世帯から,無作為抽出 により,約700世帯を抽出する。	○調査年の変更に伴う変更
(3) 報告義務者 ① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員が報告しなければならない。 ② 前記①の規定による報告は、甲調査にあっては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者に使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあっては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。ただし、甲調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。	(3) 報告義務者 ① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員が報告しなければならない。 ② 前記①の規定による報告は、甲調査にあっては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者に使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあっては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。 ただし、甲調査世帯について、総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯は、総務省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。	○調査員等による審査を省力 化でき,回答が増えるほど合 理化が見込まれることから, オンラインで回答可能な地域 を全調査単位区に拡大
5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1)報告を求める事項 ① 甲調査は、調査票(別紙2-1から2-5)により、以下の事項を調査する。 ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・ 入手方法、支出の品名・金額・支払方法・ 用途・購入地域・購入先	号から第7号)により、以下の事項を調査する。  ア 収入及び支出に関する事項  収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・入手方法、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先	○多様化している世帯の消費 行動や少子高齢化による社 会・経済状況の変化に対応す るとともに,「公的統計の整 備に関する基本的な計画」 (平成21年3月13日閣議決 定)等における指摘事項を踏 まえた調査事項の見直した 項目を削除

変更案			変更前	変更理由
1	主要耐久消費財に関する事項 家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所 有数,自動車・自動二輪車の国産・輸入の別・ 取得時期・初度登録年・種類, <u>会員権</u> の所有 数・購入価格	1	主要耐久消費財に関する事項 家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所 有数、自動車・自動二輪車の国産・輸入の別・ 取得時期・初度登録年・種類、ゴルフ会員権の 所有数・購入価格、ゴルフ会員権以外のスポー ツ・レジャークラブ会員権の所有数・購入価格 格、リゾートクラブ会員権の所有数・購入価格	
ウ	年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額	ウ	年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額	
工	貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の <u>有無</u> ,金額	工	貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の金額	
オ	借入金残高に関する事項 借入金の有無,金額	オ	借入金残高に関する事項 借入金の金額	
力	世帯及び世帯員に関する事項 氏名,性別,世帯主との続き柄,年齢, 配偶者の有無,就業・非就業の別,育児休業の 取得の有無,事業の名称・内容・本人の仕事の 内容,勤め先の企業区分・規模,在学者の学校の種別,各種学校等への通学の有無,介護の 状況,要介護・要支援の別,3か月以上不在の 家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不 在理由・世帯主との続き柄,3か月以上不在の 家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の 不在理由別人数,子の住んでいる場所,罹災証 明書の取得の有無・災害の種類・被災した年 月・被災による転居の有無,単身世帯の形態	力	世帯及び世帯員に関する事項 氏名,性別,世帯主との続き柄,年齢,就業・非就業の別,事業の名称・内容・本人の仕事の内容,勤め先の企業区分及び規模,在学者の学校の種別,各種学校等への通学の有無,世帯員以外の家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不在理由・世帯主との続き柄,世帯員以外の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数,要介護・要支援の別,子の住んでいる場所,単身世帯の形態	
丰	現住居等に関する事項 住居の構造,住居の延べ床面積,住居の建て 方,住居の所有関係,地代の支払の有無,住居 の敷地面積,住居の建築時期,住居への入居時 期,設備の有無	丰	現住居等に関する事項 住居の構造,住居の延べ床面積,住居の建て 方,住居の所有関係, <u>水洗トイレの有無</u> ,地代 の支払の有無,住居の敷地面積,住居の建築時 期,住居への入居時期	
D	現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床 面積・構造,現居住地以外の土地の有無・所在 地・敷地面積	ク	現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・ <u>所有用途</u> ・建築時期・延べ床面積・構造,現居住地以外の土地の 有無・ <u>所有目的</u> ・所在地・敷地面積	

変更案	変更前	変更理由
② 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項ア及びイについては調査票(別紙2-6及び2-7)により、また、同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。ア家計の支出に関する事項。こづかいを渡した世帯員・金額、世帯員の支出の品名・金額・用途イ個人的な収入及び支出に関する事項収入の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途ウ年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、工世帯及び世帯員に関する事項	② 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項ア及びイについては調査票(様式第3号及び第4号)により、また、同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録する事項。こづかいを渡した世帯員・金額、世帯員の支出の品名・金額・用途 イ 個人的な収入及び支出に関する事項収入の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途 ウ 年間収入に関する事項 エ 世帯及び世帯員に関する事項	XX-LIP
<ul><li>7 報告を求める期間</li><li>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</li><li>平成26年8月15日~12月20日</li></ul>	<ul><li>7 報告を求める期間</li><li>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</li><li>平成21年8月15日~12月20日</li></ul>	○調査年の変更に伴う変更
9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、実施年の翌年の12月末日までにインターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。	9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、 <u>集計後報告書の刊行、結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し、閲覧に供する方法により、実施年の翌年の12月末日までに公表する。</u>	

### 実施計画 (変更後)

調査の名称
 全国消費実態調査

### 2 調査の目的

全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的属性 全国
  - (2) 属性的範囲 世帯及び世帯員
- 4 報告を求める者
  - (1) 数
    - ① 甲調査の調査票 約56,400世帯(母集団の大きさ 約5200万世帯)
    - ② 乙調査の調査票 約700世帯(母集団の大きさ ①に同じ)
  - (2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)(詳細は,別紙1のとおり)
    - ① 甲調査

ア市部

直近の国勢調査調査区(以下「調査区」という。)を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約9,400調査区を抽出し、2 調査区を1調査単位区として、全国で約4,700調査単位区を設定する。

第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を11世帯、単身世帯を1世帯抽出する。

#### イ 郡部

町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出方法による。

第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約200町村を抽出する。

第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方法で抽出する。

### ② 乙調査

平成26年8月,9月及び10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約700世帯を抽出する。

### (3) 報告義務者

- ① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。
- ② 前記①の規定による報告は、甲調査にあっては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者に使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあっては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、甲調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項
  - ① 甲調査は、調査票 (別紙2-1から2-5) により、以下の事項を調査する。
    - ア 収入及び支出に関する事項

収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・入手方法、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先

イ 主要耐久消費財に関する事項

家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所有数,自動車・自動二輪車の国産・ 輸入の別・取得時期・初度登録年・種類,会員権の所有数・購入価格

ウ 年間収入に関する事項

過去1年間の収入の種類・金額

- エ 貯蓄現在高に関する事項
  - 貯蓄の有無,金額
- オ 借入金残高に関する事項

借入金の有無,金額

カ 世帯及び世帯員に関する事項

氏名,性別,世帯主との続き柄,年齢,配偶者の有無,就業・非就業の別,育児休業の取得の有無,事業の名称・内容・本人の仕事の内容,勤め先の企業区分・規模,在学者の学校の種別,各種学校等への通学の有無,介護の状況,要介護・要支援の別,3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不在理由・世帯主との続き柄,3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数,子の住んでいる場所,罹災証明書の取得の有無・災害の種類・被災した年月・被災による転居の有無,単身世帯の形態

キ 現住居等に関する事項

住居の構造,住居の延べ床面積,住居の建て方,住居の所有関係,地代の支払の有無,住居の敷地面積,住居の建築時期,住居への入居時期,設備の有無

- ク 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項
  - 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積
- ② 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項ア及びイについては調査票(別紙2-6及び2-7)により、また、同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。
  - ア 家計の支出に関する事項

こづかいを渡した世帯員・金額、世帯員の支出の品名・金額・用途

- イ 個人的な収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途
- ウ 年間収入に関する事項
- エ 世帯及び世帯員に関する事項
- (2) 基準となる期日又は期間

全国消費実態調査は、直前の全国消費実態調査を行った年から5年目に当たる年に行う。

甲調査は、実施年の9月、10月及び11月の3か月間について行う。ただし、単身世帯は、10月及び11月の2か月間について行う。

乙調査は、実施年の9月、10月及び11月のうち1か月間について行う。

- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織
    - ① 甲調查

総務省-都道府県-市町村-統計調査員(又は民間事業者)-報告者

② 乙調査

総務省一都道府県一統計調査員一報告者

- (2) 調査方法(■調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他( ))
  - ① 統計調査員
    - ア 統計調査員は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあって は都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある甲調査世帯又は乙調査世 帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務(以 下「調査員事務」という。)を行う。
    - イ 前記アの規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」 という。)は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあっては都 道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」とい う。)に対する指導、調査票その他の関係書類の検査及びこれらに附帯する事務(以 下「指導員事務」という。)を行うものとする。
    - ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

### ② 民間事業者

- ア 甲調査にあっては市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当 該市町村長の担当調査区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。
- イ 民間事業者及びその民間事業者に使用される者は、定められた仕様書等に基づき、 統計調査員に代わり、調査員事務及び指導員事務を行う。
- ③ 調査の方法

調査は、甲調査にあっては調査員(前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。)又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者に使用される者が調査票を担当調査区内の甲調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行い、乙調査にあっては調査員等が調査票を担当調査区内の乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

また、乙調査世帯に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項 の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世 帯の年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項を記録することによ り行う。

ただし, 前記 4 (3) ②ただし書き記載による場合には, 総務大臣が政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。

### 7 報告を求める期間

- (1)調査の周期5年
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成26年8月15日~12月20日

#### 8 集計事項

- (1) 甲調査にあっては次の事項について、総世帯、二人以上の世帯及び単身者の世帯ごとに、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別添6に示すとおりである。
  - ① 項目別収入と支出に関する事項
  - ② 品目別支出に関する事項
  - ③ 購入地域,購入先及び購入形態別品目別支出に関する事項
  - ④ 主要耐久消費財に関する事項
  - ⑤ 年間収入に関する事項
  - ⑥ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
  - (7) 住宅及び宅地に関する事項
  - ⑧ 各種世帯属性別世帯の分布に関する事項
- (2) 乙調査にあっては個人的な収支に関する事項について、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別添6に示すとおりである。

# 9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、実施年の翌年の12月末日までにインターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。

# 10 使用する統計基準

産業分類は、日本標準産業分類に基づいたものとする。職業分類については、本人のしている仕事の内容の報告を求めているが、家計収支への影響が大きい就業・非就業の別や勤め先も加味した独自の職業分類を用いるため、日本標準職業分類は使用しない。

### 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容 (氏名を除く。) が転 写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表(氏名を除 く。)が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項 該当なし。

# 平成 26 年全国消費実態調査標本抽出の方法

### 1. 標本抽出の方法

全国消費実態調査の標本抽出は、市部と郡部に分けて行う。市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。

なお、市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

(1) 調査町村の抽出

地理的配置、産業別特徴などを考慮して、調査町村を抽出する。

## (2) 調査単位区の抽出

平成 22 年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに調査単位区を抽出する。 1 調査単位区は、互いに近接する 2 つの国勢調査調査区によって構成される。

なお,東日本大震災に係る応急仮設住宅のある調査単位区についても,抽 出対象とする。ただし,原発避難指示区域や津波浸水地域などの調査困難な 調査単位区は抽出しない。

### (3) 調査世帯の抽出

二人以上の世帯及び単身世帯については、調査員が実地踏査して作成した 調査単位区世帯名簿から、二人以上の世帯は 11 世帯、単身世帯は1世帯を 抽出する。

# 2. 調査単位区数及び調査世帯数の配分

(1) 調査単位区数及び調査世帯数

調査単位区数は約4,700単位区とする。

調査世帯数は, 二人以上の世帯を約 51,700 世帯, 単身世帯を約 4,700 世帯とし, 合わせて約 56,400 世帯とする。

### (2) 二人以上の世帯の配分

調査世帯数は、全国の市及び都道府県ごとの郡部(町村計)それぞれにおける母集団(二人以上の世帯数)に比例させて配分する。

ただし、結果精度維持のため都道府県や都道府県庁所在市などの単位で最低配分数を確保するほか、母集団の多い政令指定都市(東京都区部含む。) について抽出率を調整する。

# (3) 単身世帯の配分

1調査単位区当たり1世帯を配分する。